

入善町国土強靱化地域計画

令和3年3月

(令和8年3月改定)

入善町

< 目次 >

I	はじめに	1
II	基本的な考え方	3
1	計画の位置づけ	3
2	計画の期間	3
3	基本目標	3
4	事前に備えるべき目標	3
5	強靱化を推進する上での基本的な方針	4
III	脆弱性評価	6
1	脆弱性評価の考え方	6
2	脆弱性評価の流れ	6
3	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	7
IV	リスクシナリオごとの脆弱性の評価結果及び強靱化の推進方針	9
目標 1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	10
目標 2	救急・救助、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を防ぐ	16
目標 3	必要不可欠な行政機能を確保する	24
目標 4	経済活動を機能不全に陥らせない	25
目標 5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	27
目標 6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	29
V	計画の推進	32
	入善町国土強靱化地域計画推進事業一覧	33

I はじめに

国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模自然災害等が発生しても、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済を守り強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組みを推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行し、平成26年6月には、基本法に基づき国土の強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を策定した。

その後、平成28年熊本地震など基本計画の策定後に発生した災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ、平成30年12月及び令和5年7月に基本計画の改定を行ってきた。さらに、令和2年12月には、激甚化・頻発化する気象災害や高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化等に適切に対応するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を閣議決定し、国土強靱化に向けた取組みの加速化・深化を図っている。

また、国が、令和7年2月に決定した「国土強靱化実施中期計画」（以下「実施中期計画」という。）の策定方針では、実施中期計画の策定に向けた検討にあたっては、「災害外力・耐力の変化」「社会状況の変化」「事業実施環境の変化」の変化に対応し、将来にわたり必要不可欠な施策を推進していけるよう、施策の重点化や施策間連携の強化に取り組む、としている。

富山県は、これら国の動きを受け、平成28年3月に基本法第13条に基づいた「富山県国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定し、国土強靱化に向けた取組みに着手した。以後、異常気象の頻発・激甚化、社会情勢の変化を踏まえて令和2年2月に地域計画の改定を行い、国土強靱化に向けた取組みを着実に推進している。しかし、交通などに大きな影響を与えた令和3年1月の雪害、線状降水帯が発生した令和5年6月及び7月の水害、観測史上初となる県内で震度5強を観測し甚大な被害が発生した令和6年1月1日の能登半島地震などの教訓を踏まえ、更なる国土強靱化を推進している。

このため、県は、近年の災害から得られた教訓や社会情勢の変化及び基本計画の改定を踏まえ、策定から5年目を迎えた地域計画を改定し、令和7年度から新たな地域計画のもと、国土強靱化の取組みを更に推進している。

本町においては、平成20年2月に芦崎地区での高波災害による被害が発生したほか、国内における大規模地震の発生確率の増加、異常気象の頻発・激甚化を踏まえ、災害に強いまちづくりの推進が課題となっている。このことから、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らない、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進するため、「入善町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

Ⅱ 基本的な考え方

基本法第14条において、「国土強靱化地域計画は国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されており、このことを踏まえ、本計画を策定する。

1 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づき策定する「国土強靱化地域計画」であり、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための指針となるものである。

そのため、県地域計画が、本町を包含する県土全域に係る計画であることを踏まえ、同計画との整合を図るとともに、町政の基本方針である「入善町総合計画」や災害対策基本法に基づき策定した「入善町地域防災計画」等とも整合・連携を図りながら策定する。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

3 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、次の4項目を基本目標として、強靱化の取り組みを推進する。

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 本町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

4 事前に備えるべき目標

上記の基本目標を達成するため、以下の項目を事前に備えるべき目標として強靱

化の取組みを推進する。

- ① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- ⑥ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

5 強靱化を推進する上での基本的な方針

事前防災、減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた本町の全域にわたる強靱なまちづくりについて、東日本大震災や近年各地で発生する風水害など、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ・本町の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ取り組む。
- ・短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- ・地域間の連携を強化するとともに、災害に強いまちづくりを進めることにより、地域の活力を高め、産業の創出、活性化につなげていく視点を持つ。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。

- ・「自助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ・人口の減少等に起因する町民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して取り組む。
- ・既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
- ・人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ・女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- ・地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図る。

(5) デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化

- ・発災直後の混乱した状況における被災地の住民の安否確認等、個人確認を迅速かつ正確に行うため、マイナンバーカードを始めとするデジタル等新技術の活用を推進する。

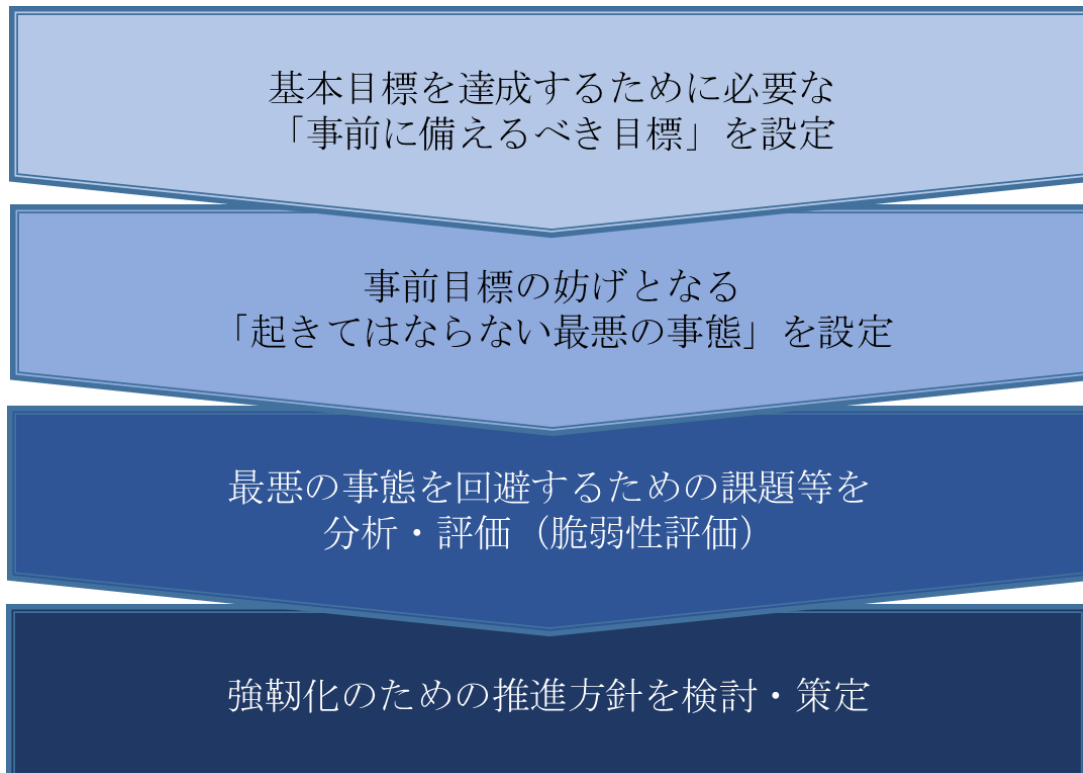
Ⅲ 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する脆弱性を評価することは、国土強靱化に関する取組みの方向を定め、効果的・効率的に推進していく上で必要なプロセスであり、国土強靱化基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方針が示されている。

本計画においても、本町の強靱化に必要な事項を明らかにするため、国及び県が実施した評価手法等を参考に、脆弱性評価を実施した。

2 脆弱性評価の流れ



3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

先に設定した「事前に備えるべき目標」を達成するため、国の基本計画で定められている「リスクシナリオ」に基づき、本町の地域特性を踏まえ、以下の項目を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水及び洪水等による死傷者の発生
	1-4	土砂災害による多数の死傷者の発生
	1-5	豪雪に伴う被害の拡大
目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救急・救助活動等の停滞
	2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	2-4	被災地における医療・福祉機能等の麻痺
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
目標 3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	災害等の影響により企業等の事業活動が停滞する事態
	4-2	食料等の安定供給の停滞
	4-3	農地・森林や生態系等の被害に伴う町土の荒廃・多面的機能の低下
目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	ライフライン（簡易水道、下水道、電気、燃料等）の長期間にわたる機能停止
	5-2	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
目標 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	基幹インフラの損壊、地域交通ネットワークが分断により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-3	災害対応・復旧復興を支える人材等の不足

IV リスクシナリオごとの脆弱性の評価結果及び強靱化の推進方針

起きてはならない最悪の事態ごとに脆弱性の評価を実施した結果と、その結果を踏まえた起きてはならない最悪の事態を回避するための強靱化の推進方針は、次のとおりとする。

目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1

大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

《脆弱性の評価》

- 1 住宅をはじめとする建築物等の耐震化及び老朽化対策が必要
- 2 公共建築物の耐震化及び老朽化対策が必要
- 3 建築物内の室内安全対策が必要
- 4 救助活動や救援物資輸送等に支障がないよう、幹線道路の強化が必要
- 5 共助に必要な地域の災害対応力の向上が必要
- 6 消防団や自主防災組織の連携強化を図り地域防災力を向上させることが必要
- 7 避難行動要支援者への支援体制が必要
- 8 建物密集地等、消火が困難となる地域の防火体制の整備が必要
- 9 消防団の機能強化を図り地域防災力を向上させることが必要
- 10 ICTや先進の防災技術を駆使した災害対応が必要

《推進方針》

- 1 建築物等の耐震化及び老朽化対策の推進
 - ① 地震発生後の避難の妨げになるとともに、地震火災の発生の要因となる住宅や建築物の倒壊の軽減を目指して、耐震化を促進する。
 - ② 町民に耐震診断・改修費の助成等の制度周知を図るとともに、「入善町耐震改修促進計画」に基づき、総合的に耐震化事業を推進する。
 - ③ 町が保有・管理する公共施設について、計画的に耐震化を実施するとともに、適切な維持管理・補修等により施設の長寿命化を図る。
- 2 建築物内及び避難路の安全対策の推進
 - ① 電柱倒壊による交通遮断を防止するため、幹線道路の無電柱化を推進する。
 - ② 地震発生時におけるブロック塀倒壊による災害を防止するため、ブロック塀の撤去や建て替えを推進する。
- 3 地域の防災力・災害対応力の向上
 - ① 地域の災害対応力の向上を図るために、防災士の育成を図るとともに、自主防災組織数の拡大を図る。
 - ② 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、名簿の作成や個別避難計画の策定、避難訓練の支援を行うなど、地域と連携した避難支援体制を構築する。
 - ③ 消防団員を確保し、災害対応能力の向上と地域への防災指導力を強化する。
 - ④ 各消防分団に配備している消防車両・消防設備の計画的な更新と資機材の充実強化により地域防災力の向上を図る。

4 建物密集地区に対する防火対策の推進

- ① 建物密集地区の建築物においては、防災・耐火性能を高めるよう町民への指導・周知を図る。
- ② 火災の延焼による被害拡大を防止するため、狭あい道路の改良を推進する。
- ③ 地震による住宅等の倒壊を防止し避難路を確保するため、建築物の耐震診断や耐震化に対する支援を行うとともに、その普及啓発を図る。
- ④ 耐震性貯水槽の計画的な設置と既存防火水槽の適切な維持管理及び更新を実施する。
- ⑤ 出火率の低下や初期消火力を強化するために、各家庭に消火器や住宅用火災警報器、感震ブレーカー、家具類の転倒防止器具の設置や、防災製品等への取替えを広く普及啓発し、避難や消火の迅速化を図る。

5 消防活動体制の整備

- ① 消防救急無線通信基盤や指令システムの高度化、情報通信手段の多様化など、ICTを活用し情報の収集伝達機能を充実強化する。
- ② 消防団員の定数確保を図り、団員の災害対応能力の向上と地域への防災指導力を強化するとともに、各消防分団に配備している消防車両・消防設備の計画的な更新と資機材の充実強化を図る。

《目標指標》

指標	現況	目標
一般住宅の耐震化率	71.7% (R5)	95% (R17)
自主防災組織数	55 組織 (R6)	80 組織 (R12)
防災士養成数	47 人 (R6)	59 人 (R12)
消防団員の定数充足率	82.1% (R6)	100% (R12)
防火水槽設置数	73 箇所 (R6)	79 箇所 (R12)
防災拠点施設の耐震化率	97.1% (R6)	100.0% (R12)
住宅用火災警報器の設置率	88.1% (R6)	95.0% (R12)

《関連する計画等》

- 1 入善町地域防災計画
- 2 入善町耐震改修促進計画
- 3 入善町公共施設等総合管理計画

1-2

大規模津波等による多数の死傷者の発生

《脆弱性の評価》

- 1 避難路・避難場所の安全性の確保が必要
- 2 災害情報の収集、伝達体制の強化が必要
- 3 避難訓練による実効性の向上が必要
- 4 海岸保全施設の整備等による高波、高潮、津波対策や侵食対策等が必要

《推進方針》

- 1 津波から確実に避難するための各種取組みの推進
 - ① 一人一人が迅速・的確に避難行動をとることができるよう、ハザードマップの作成や、指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進めるとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。
 - ② 一時避難場所の確保を図る。
 - ③ 情報収集・伝達体制を強化する。
 - ④ 高齢化の進行による要配慮者数の増加に備え、高齢者、障害者の防災安全対策や早めの避難行動に関する啓発・支援等を推進する。
- 2 海岸保全施設の整備
 - ① 海岸保全施設について、高波、高潮、津波対策による浸水被害等を防止・軽減するため、施設の長寿命化計画に基づく老朽化対策などの施設整備を推進する。

《目標指標》

目標	現況	目標
町緊急情報メール登録者数（SNSによる情報発信連携含む）	5,372人 (R6)	7,500人 (R12)
防災訓練の実施	町内全域での実施の継続	

《関連する計画等》

- 1 入善町地域防災計画
- 2 防災マップ（津波編）
- 3 消防団活動・安全管理マニュアル
- 4 入善漁港海岸保全施設長寿命化計画

1-3

異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水及び洪水等による死傷者の発生

《脆弱性の評価》

- 1 河川改修や幹線排水路の整備等による浸水対策が必要
- 2 森林や農地の保全による洪水調節機能の維持向上が必要
- 3 新たな開発行為等において適切な雨水調整池の整備が必要
- 4 河川堤防や道路等を応急復旧する体制の構築が必要
- 5 避難者に対し防災情報の的確な伝達が必要
- 6 要救助者に対する救助体制の構築が必要
- 7 沿岸地域においては、台風による高潮や冬期風浪による浸水対策が必要

《推進方針》

- 1 長期的な浸水被害の解消に向けた対策の推進
 - ① 幹線排水路等の整備による浸水対策を推進する。
 - ② 農業水利施設について、計画的に改修・補強等を図る。
 - ③ 森林や農地の保全による洪水調節機能の維持向上を図る。
 - ④ 国や県、関係機関等と連携し、復旧・復興に向けた体制の構築に取り組む。
 - ⑤ 沿岸地域の人家や公共施設等を異常気象による浸水被害から守るため、海岸保全施設の整備及び適切な維持管理を行う。
- 2 防災情報の的確な伝達
 - ① 必要に応じてハザードマップを見直すとともに、災害発生時には、MCAやライブカメラ、インターネット等を活用した迅速な情報収集手段を活用し、確実な情報伝達体制の強化を推進する。
 - ② 防災行政無線、町緊急情報メールや緊急速報メール（エリアメール）等を用いて気象警報等を的確に伝達する。
- 3 各種機関との連携強化
 - ① 浸水区域における避難者を迅速に救助するため、消防機関や自衛隊、警察と連携した救助体制の構築を推進する。

《目標指標》

目標	現況	目標
町緊急情報メール登録者数（SNSによる情報発信連携含む）（1-2再掲）	5,372人 (R6)	7,500人 (R12)

《関連する計画等》

- 1 防災マップ（洪水編）
- 2 入善町水防計画

1-4

土砂災害による多数の死傷者の発生

《脆弱性の評価》

- 1 町民に対して危険箇所や避難の重要性について周知を行うなど、適切な避難行動がとれるよう啓発が必要
- 2 町民に対して迅速で適切な災害情報の伝達が必要

《推進方針》

- 1 土砂災害への対応の強化
 - ① 町民に対してハザードマップ等により土砂災害の危険性や早期避難の重要性に関する啓発を継続するとともに、土砂災害警戒情報の町緊急情報メール等により迅速でわかりやすい情報提供を行う。
 - ② 土砂災害に伴う避難情報等の発令基準により、町民に対する迅速な情報伝達と避難の呼びかけを行う。

《目標指標》

目標	現況	目標
町緊急情報メール登録者数（SNSによる情報発信連携含む）（1-2再掲）	5,372人 (R6)	7,500人 (R12)

《関連する計画等》

- 1 土砂災害ハザードマップ

豪雪に伴う被害の拡大

《脆弱性の評価》

- 1 道路管理者間（国・県・近隣市町）の相互応援と除雪体制の強化が必要
- 2 緊急時における確実な消防車両の出動や消防水利の確保が必要
- 3 町内会をはじめとした町民の協力体制が必要
- 4 自力での屋根雪下ろしが困難な世帯への屋根雪下ろしの支援が必要
- 5 交通対策に向けた取組みの強化が必要

《推進方針》

- 1 除雪体制の強化
 - ① 降雪状況に応じて、道路除雪基本計画及び道路除雪実施計画に基づき降雪・積雪状況によって、出動する。
 - ② 大雪注意報・警報などの防災気象情報の対応はもとより、局地的な大雪にも対応できる除雪体制を構築する。
 - ③ 市街地人家連担地区においては、積雪状況に応じて排雪を実施する。
 - ④ 消融雪施設の設置、及び老朽化した施設の更新を行うとともに、適切な維持管理に努める。
 - ⑤ 町が保有する除雪機械の計画的な更新を行うとともに、除雪オペレーターの確保及び人材育成に努め、大雪時の除雪体制を構築する。
 - ⑥ 消防車両の出動や消防水利の確保に支障がないよう、消火栓、防火水槽、消防ポンプ車格納庫等、必要な箇所の除雪を実施する。また、必要に応じて町内会をはじめとする各種団体による除雪の協力を依頼する。
- 2 交通対策に向けた取組みの推進
 - ① 公共交通機関（町営バス、デマンド交通、鉄道等）の運行状況等を適時的確に把握し、問い合わせ等への対応や広報を行う。
 - ② 防災行政無線、町緊急情報メール等で不要不急の外出を抑制する。

《指標》

指標	現況	目標
道路除雪車配備台数	69 台 (R7)	70 台 (R12)

《関連する計画等》

- 1 道路除雪基本計画
- 2 道路除雪実施計画

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1

食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

《脆弱性の評価》

- 1 避難所や家庭、事業所での避難用物資の備蓄体制の強化が必要
- 2 災害時における支援協定を締結している関係機関及び民間事業者との連携強化に向けた取組みが必要
- 3 簡易水道の耐震化の継続や応急給水体制の整備が必要
- 4 交通ネットワークにおける災害対応力の向上が必要
- 5 緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震化が必要

《推進方針》

- 1 関係機関と連携した防災用品の備蓄の推進
 - ① 食料・飲料水等の備蓄品を充実するとともに、家庭や民間事業所での備蓄を啓発する。
 - ② 生活必需品の調達について、関係機関及び民間事業者との支援協定が災害時に確実に機能するよう連携を強化する。
- 2 簡易水道の応急給水体制の整備促進
 - ① 簡易水道施設の耐震化の継続や管路の老朽化対策、幹線管路の災害対応能力の強化を図るとともに、各種資機材の整備等による応急給水体制の整備や広域的な支援受入体制の構築を進める。
- 3 災害に対応した輸送ルートの確保
 - ① 関係行政機関による国道や主要地方道等の基幹交通ネットワークの災害対応力の強化を働きかけるとともに、救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路の点検や橋梁の耐震化を推進することにより、輸送手段の安全確保を図る。

《指標》

指標	現況	目標
非常食の整備数	13,300 食 (R7)	13,000 食 (R12)
飲料水備蓄量 (500ml ペットボトル)	13,872 本 (R7)	13,000 本 (R12)

《脆弱性の評価》

- 1 救急・救助機関が機能を維持するための対策が必要
- 2 救急・救助機関における情報の収集伝達機能の強化が必要
- 3 耐震性貯水槽の整備等による消防水利の確保が必要
- 4 警察や自衛隊との連携強化や要支援者の救助体制構築が必要
- 5 消防広域応援体制の強化や受援体制の整備が必要
- 6 浸水区域で取り残された人の救助体制の構築が必要
- 7 救助活動に支障を来さない道路整備が必要
- 8 消防団や自主防災組織の連携強化を図り地域防災力を向上させることが必要
(1-1再掲)

《推進方針》

- 1 応急活動を担う機関の機能強化
 - ① 通信基盤や指令システムの高度化、情報通信手段の多様化等により、消防や救急活動における情報の伝達収集機能を充実強化する。
 - ② 地震により消火栓が使用できないことを想定し、防火水槽の効果的な配置や自然水利を有効活用するための整備を推進する。
 - ③ 被害想定に応じて必要な装備・資機材を整備し、救急・救助機関の災害対応力の強化を着実に推進する。
 - ④ 消防団員の定数確保や車両・資機材の充実等により消防団の活動能力向上を図る。
- 2 応急活動の効率的な展開
 - ① 災害対策本部・自衛隊・警察・消防等の救急・救助活動機関の連携を強化し、要救助者や資機材の情報共有や連絡体制の強化を図るとともに、各関係機関との連携訓練によりその実効性を高める。
 - ② 災害発生時に対策本部や救急・救助機関の機能を維持するために、通信手段・非常用電源の確保や水・食料・燃料の備蓄等、必要な対策を講じる。
 - ③ 消防団と自主防災組織と連携した防災訓練等の取組みを推進する。
 - ④ 狭あい道路の拡幅に関する普及・啓発に努め、道路閉塞を防ぐ対策の強化を図る。
 - ⑤ 電柱倒壊による交通遮断を防止するため、幹線道路の無電柱化を推進する。
(1-1再掲)
- 3 地域の防災力・災害対応力の向上 (1-1再掲)
 - ① 地域の災害対応力の向上を図るために、防災士の育成を図るとともに、自主防災組織数の拡大を図る。
 - ② 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、名簿の作成や個別避難計画の策定、避

難訓練の支援を行うなど、地域と連携した避難支援体制を構築する。

- ③ 消防団員を確保し、災害対応能力の向上と地域への防災指導力を強化する。
- ④ 各消防分団に配備している消防車両・消防設備の計画的な更新と資機材の充実強化により地域防災力の向上を図る。

《指標》

指標	現況	目標
役場新庁舎（対策本部・防災センター機能）の維持・管理	完成 (R6)	維持・管理 (R12)
自主防災組織数（1-1 再掲）	55 組織 (R6)	80 組織 (R12)
防災士養成数（1-1 再掲）	47 人 (R6)	59 人 (R12)
防火水槽設置数（1-1 再掲）	73 箇所 (R6)	79 箇所 (R12)
消防団員の定数充足率（1-1 再掲）	82.1% (R6)	100% (R12)

2-3

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

《脆弱性の評価》

- 1 迅速な避難所の開設や運営体制の構築が必要
- 2 避難所における災害用備蓄品や防災資機材の充実強化が必要
- 3 避難生活の長期化に向けた支援体制が必要
- 4 被災者の早期の生活再建を支援する体制の構築が必要
- 5 避難所の機能強化（空調整備など）が必要
- 6 感染症対策に配慮した避難所運営体制の整備が必要

《推進方針》

- 1 迅速な避難所の開設及び運営
 - ① 町職員や施設管理者、自主防災組織との連携により、避難所の開設・運営が迅速にできる協力体制を構築する。
 - ② 指定避難所の災害用備蓄品や防災資機材の充実を図り、避難所の機能向上を推進する。
 - ③ 観光客や外国人をはじめ、地理に不慣れな人に対する避難所への誘導・運営体制を検討する。
 - ④ 避難行動要支援者の受入れのため、福祉避難所としての設備や機能を兼ね備えた施設の確保に努める。
- 2 避難生活の長期化に対する支援体制の整備
 - ① 避難所における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、地方公共団体における避難所の適切な設置・運営等に資する取組みを引き続き促進する。
 - ② 被災者の早期の生活再建を支援するため、り災証明発行、ライフラインの復旧、応急仮設住宅や復興住宅の供給等を早期に実行するための体制を整備する。
 - ③ 避難者が快適に生活できる場を提供するために、備蓄品の充実など避難所の整備を推進する。
- 3 感染症対策に配慮した避難所運営体制の整備
 - ① 避難所において、感染症の発生・まん延の防止を図り、避難者の安全安心を確保するために必要な体制及び環境を整備する。
 - ② 避難者及びスタッフの健康状態を定期的に確認し、発熱、咳等の症状がある者については、健康な者と動線を分けるため、専用のスペースを確保する。
 - ③ 避難所が過密状態になることを防ぐため、安全が確保できる場合は親戚や友人の家等への避難を検討してもらうよう事前に周知する。
 - ④ 避難所への避難の際には、マスク、消毒液、体温計等の健康管理に必要な物資を自ら持参するよう事前に周知する。

指標	現況	目標
非常食の整備数 (2-1 再掲)	13,300 食 (R6)	13,000 食 (R12)
飲料水備蓄量 (500ml ペットボトル) (2-1 再掲)	13,872 本 (R6)	13,000 本 (R12)
感染症対策用避難所運営資機材配備避難所数	11 箇所分 (R6)	20 箇所分 (R12)
主要避難所における避難所運営マニュアル・避難所レイアウトの策定数	10 箇所 (R6)	20 箇所 (R12)
避難所運営訓練	全旧小学校区で実施	

2-4

被災地における医療・福祉機能等の麻痺

《脆弱性の評価》

- 1 町内外の医療機関や関係者との間で災害医療時に係る支援体制の構築を図ることが必要
- 2 避難行動要支援者名簿を作成し、地域での支援体制の構築に向けた検討が必要
- 3 避難所等における衛生管理体制が必要

《推進方針》

- 1 被災時の医療支援体制の強化
 - ① 被災時に、状況に応じた適切な医療救護活動を実施するため、富山県、医師会等と連携し、災害時医療に係る派遣要請や受入体制の構築を検討する。
- 2 災害時における福祉的支援
 - ① 高齢独居世帯や重度障害者など、避難への支援が必要な人に対応するため、支援体制の構築を検討する。
 - ② 避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成・更新を進めるとともに、地域における見守り・声掛けを推進する。
- 3 防疫対策
 - ① 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒等を速やかに行う体制を整備する。
 - ② 避難所等のトイレ機能を確保するため、トイレトレーラーや非常用の簡易トイレ等の備蓄を維持する。

《指標》

指標	現況	目標
避難行動要支援者名簿登録者数	2,640人 (R7)	2,760人 (R12)
災害用トイレの備蓄数	72,000回分 (R6)	72,000回分 (R12)
避難所運営訓練 (2-3再掲)	全旧小学校区で実施	

《脆弱性の評価》

- 1 感染症の予防・防疫体制の構築が必要
- 2 災害用トイレの備蓄が必要
- 3 災害時に適切にし尿を処理する体制整備が必要
- 4 下水道施設の耐震化及び老朽化対策が必要
- 5 感染症対策に配慮した避難所運営体制の整備が必要（2-4再掲）

《推進方針》

- 1 感染症の予防・防疫体制の構築
 - ① 災害時の感染症の発生・まん延を防止するため、インフルエンザ等の各種予防接種率向上を図るとともに、正しい感染予防知識の周知を図る。
 - ② 消毒液やマスクなどの感染対策用品等を備蓄する。
 - ③ 浸水家屋や廃棄物仮置場など、衛生上問題となる場所の把握と早期に消毒が実施できる体制づくりを行う。
- 2 災害時におけるし尿処理体制の確保
 - ① 平時から災害時に起こりうる事態を具体的に想定し、トイレトレーラーや非常用の簡易トイレ等の備蓄を維持し、仮設トイレ等の確保を検討する。
 - ② 下水道施設の計画的な耐震化及び適切な維持管理・補修により施設の長寿命化を図る。
- 3 感染症対策に配慮した避難所運営体制の整備
 - ① 避難所において、感染症の発生・まん延の防止を図り、避難者の安全安心を確保するために必要な体制及び環境を整備する。
 - ② 避難者及びスタッフの健康状態を定期的に確認し、発熱、咳等の症状がある者については、健康な者と動線を分けるため、専用のスペースを確保する。
 - ③ 避難所が過密状態になることを防ぐため、安全が確保できる場合は親戚や友人の家等への避難を検討してもらうよう事前に周知する。
 - ④ 避難所への避難の際には、マスク、消毒液、体温計等の健康管理に必要な物資を自ら持参するよう事前に周知する。

《指標》

指標	現況	目標
感染症対策用避難所運営資機材配備避難所数 (2-3 再掲)	11 箇所分 (R6)	20 箇所分 (R12)
主要避難所における避難所運営マニュアル・避難 所レイアウトの策定数 (2-3 再掲)	10 箇所 (R6)	20 箇所 (R12)
避難所運営訓練 (2-3 再掲)	全旧小学校区で実施	
災害用トイレの備蓄数 (2-4 再掲)	72,000 回分 (R6)	72,000 回分 (R12)

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1

行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

《脆弱性の評価》

- 1 入善町地域防災計画に基づく行政機関の機能保持が必要
- 2 庁舎や公共施設の室内安全対策等、防災機能の強化が必要
- 3 業務継続に必要な通信機能、電源、燃料等の整備が必要
- 4 情報を共有するためのシステム整備や通信設備の充実が必要
- 5 支援受入れのための体制づくりが必要

《推進方針》

- 1 行政機能の機能保持
 - ① 入善町地域防災計画に基づき、災害時の優先業務を最大限迅速・効果的に実施し、業務継続体制の確保に努める。
 - ② 町が保有・管理する公共施設について、計画的に耐震化を実施するとともに、適切な維持管理・補修等により施設の長寿命化を図る。(1-1再掲)
 - ③ 庁舎や公共施設の室内安全対策や各種データのバックアップ対策を推進するとともに、業務継続に必要な通信機能、電源、燃料、車両、資機材等の整備を推進する。
 - ④ 有線通信の途絶に備え、防災行政無線やMCAの整備に努めるとともに、非常通信対応マニュアルに基づき、災害時の通信手段の確保に努める。
- 2 支援人員の受入れ体制の構築
 - ① 行政機関の職員の絶対的不足に備え、広域応援協定の締結や受援計画の整備等、支援人員の受入れ体制を構築する。
 - ② 災害対応の長期化による職員の身体的、精神的な負担増に対するケア体制を検討する。

《指標》

指標	現況	目標
役場新庁舎（対策本部・防災センター機能）の維持・管理（2-2再掲）	完成 (R6)	維持・管理 (R12)
防災拠点施設の耐震化率（1-1再掲）	97.1% (R6)	100.0% (R12)
受援計画の策定	未策定 (R6)	策定 (R12)

目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1

災害時の影響により企業等の事業活動が停滞する事態

《脆弱性の評価》

- 1 非常時においても企業等の活動が停滞しないよう、商工会議所や商工会等の産業支援機関と連携し、企業等におけるBCPの策定を支援する必要がある。
- 2 企業活動における人の移動や物の安定した輸送を確保するため、高速道路をはじめとした重要物流道路等（代替・補完路含む）へ接続する道路交通ネットワークの整備を推進する。
- 3 企業等が非常時においても電源を確保できるよう、省エネルギー対策に加え、自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。

《推進方針》

- 1 企業等の事業継続体制の促進
 - ① 企業等は、産業支援機関との連携のもとBCPの策定など、非常時にも事業継続できるよう努める。
 - ② 企業活動における人の移動や物の安定した輸送を確保するため、高速道路をはじめとした重要物流道路（代替・補完路含む）へ接続する道路交通ネットワークの整備を推進する。

4-2

食料等の安定供給の停滞

《脆弱性の評価》

- 1 大規模災害によって食料等の安定的な供給が停滞する可能性がある。

《推進方針》

- 1 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、園芸産地における複数農業者によるBCPの策定を促進する。また、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制の構築の促進・普及啓発、事業者によるBCPの策定を促進する。

4-3

農地・森林や生態系等の被害に伴う町土の荒廃・多面的機能の低下

《脆弱性の評価》

- 1 農地・農業水利施設等の地域資源の保全管理が必要
- 2 災害に強い森林づくりが必要

3 農林業の担い手の確保、育成が必要

《推進方針》

1 農地・農業水利施設等の保全管理の推進

- ① 地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を実施するため、多面的機能支払に取り組む集落の増加を図る。

2 災害に強い森林づくりの推進

- ① 森林の多面的機能の持続的な発揮を図るため、多様で健全な森林の整備や保全、集中豪雨等による崩壊地の復旧、森林施業の低コスト化、県産材の利用促進、鳥獣被害等の防止等、森林整備を計画的に推進する。

3 農林業の担い手の確保・育成

- ① 農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、新たに農林業に従事する者や農業参入する企業等の意欲ある多様な担い手の確保・育成を図り、持続可能な農林業に資する取組みを推進する。

《指標》

指標	現況	目標
農地流動化率	76.1% (R6)	83.0% (R12)
農業・漁業の新規就業者数（累計）	12人 (R6)	25人 (R12)

《関連する計画等》

- 1 入善農業振興地域整備計画
- 2 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1

ライフライン（簡易水道、下水道、電気、燃料等）の長期間にわたる機能停止

《脆弱性の評価》

- 1 物流拠点をつなぐ道路ネットワークの強化が必要
- 2 簡易水道施設の耐震化及び老朽化対策が必要
- 3 下水道施設の耐震化及び老朽化対策が必要（2-5再掲）
- 4 応急給水体制の強化が必要
- 5 電力・情報通信事業者との情報共有体制の整備が必要
- 6 燃料供給事業者との連絡体制の連携強化が必要

《推進方針》

- 1 災害に対応した輸送ルートの確保（2-1再掲）
 - ① 関係行政機関による国道や主要地方道等の基幹交通ネットワークの災害対応力の強化を働きかけるとともに、救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路の点検や橋梁の耐震化を推進することにより、輸送手段の安全確保を図る。
- 2 簡易水道施設の耐震化及び老朽化対策の推進
 - ① 簡易水道施設の計画的な耐震化及び適切な維持管理・補修により施設の長寿命化を図る。
- 3 下水道施設の耐震化及び老朽化対策の推進
 - ① 下水道施設の計画的な耐震化及び適切な維持管理・補修により施設の長寿命化を図る。（2-5再掲）
- 4 応急給水体制の強化
 - ① 応急給水体制の強化を図るため、関係機関、民間事業者との協力体制を構築する。
- 5 各種事業者との連携強化
 - ① 災害時の電力や情報通信の不通を迅速に回復するため、電力・情報通信事業者との情報共有体制の強化を図るとともに、臨時の携帯電話基地局や特設公衆電話等の活用による情報伝達体制の強化を図る。
 - ② 災害時に燃料不足に陥り、応急対策の遅れ等が生じることを防ぐため、民間事業者等との石油等の燃料の安定供給を確保するための協定等が災害時において確実に機能するよう、平時から連絡体制を確立する。

《関連する計画等》

- 1 入善町下水道事業業務継続計画

- 2 入善町下水道ストックマネジメント計画（長寿命化計画）
- 3 入善町下水道事業計画

5-2

テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット、SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

《脆弱性の評価》

- 1 住民等への情報伝達体制の強化が必要
- 2 町民の防災意識を向上させる取組みが必要
- 3 防災訓練や研修を通じて防災意識の向上及び防災活動の推進が必要

《推進方針》

- 1 住民等への情報伝達体制の強化
 - ① 防災行政無線をはじめ、町緊急情報メール、テレビやラジオ、インターネット、衛星携帯電話、Jアラート、Lアラート等、情報伝達手段の整備、維持管理に努める。
- 2 防災意識の向上及び防災活動の推進
 - ① 町民への広報活動や防災研修を通じ、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を啓発するとともに、地域が防災活動を推進するための施設や資機材の整備、訓練への助成等により自主防災組織の活性化を促進する。また、防災士をはじめとする地域の防災リーダーを育成する。
 - ② 実践的な避難訓練を通して、自らの命を守るため主体的に適切な避難行動がとれるように防災訓練等を行うとともに、身近な安全対策（耐震化、家具固定等）の周知や、地域防災を担う人材を育成するための研修等を推進し、地域防災力の向上を図る。
 - ③ 外国人等に配慮した避難誘導案内板や各種ハザードマップの作成、多言語化への対応を検討する。

《指標》

指標	現況	目標
自主防災組織数（1-1 再掲）	55 組織 (R6)	80 組織 (R12)
町緊急情報メール登録者数（SNS による情報発信連携含む）（1-1 再掲）	5,372 人 (R6)	7,500 人 (R12)
防災訓練の実施（1-2 再掲）	町内全域での実施の継続	
防災士養成数（1-1 再掲）	47 人 (R6)	59 人 (R12)

目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1

基幹インフラの損壊、地域交通ネットワークが分断により復旧・復興が大幅に遅れる事態

《脆弱性の評価》

- 1 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークが必要
- 2 緊急輸送道路の防災・減災対策が必要
- 3 緊急輸送道路の迂回路となり得る複数の輸送ルートの確保が必要
- 4 漁港施設の老朽化対策が必要

《推進方針》

- 1 災害に対応した交通ネットワークの向上
 - ① 関係行政機関による国道や主要地方道等の基幹交通ネットワークの災害対応力の強化を働きかけるとともに、救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路の点検や橋梁の耐震化を推進することにより、輸送手段の安全確保を図る。(2-1再掲)
 - ② 町が保有・管理する公共施設について、計画的に耐震化を実施するとともに、適切な維持管理・補修等により施設の長寿命化を図る。(1-1再掲)
- 2 複数の輸送ルートの確保
 - ① 幹線道路の迂回路となり得る町道、農道等の整備を推進する。
- 3 漁港施設の老朽化対策の推進
 - ① 漁港施設の計画的な点検や補修等を行うことにより、施設の長寿命化を図る。

《指標》

指標	現況	目標
防災拠点施設の耐震化率 (1-1 再掲)	97.1% (R6)	100.0% (R12)
町管理橋梁点検数 (453 橋)	453 橋 (R6~R10)	453 橋 (R11~R15)

《関連する計画等》

- 1 入善町幹線道路網計画
- 2 入善町橋梁長寿命化修繕計画
- 3 入善漁港海岸保全施設長寿命化計画

6-2

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

《脆弱性の評価》

- 1 災害廃棄物処理計画による体制整備が必要
- 2 災害廃棄物の適切な処理ルートの実立が必要
- 3 災害廃棄物の一時仮置場の確保が必要
- 4 廃棄物処理事業者との連携による災害時処理体制の構築が必要
- 5 大量の廃棄物を最終処分するため他市町との連携や支援が必要
- 6 ごみの減量化やリサイクル向上に向けた取組みが必要
- 7 有害物質の漏えい等の防止対策についての周知が必要

《推進方針》

- 1 災害廃棄物の処理対策の推進
 - ① 災害時は、災害廃棄物等が一度に大量発生するとともに、処理施設自体の被災も予想されることから、あらかじめ運搬経路、住居地域を考慮した災害廃棄物等の一時保管場所を検討する。
 - ② 新川広域圏事務組合との連携体制や、他市町村との広域協力体制の整備を検討する。
- 2 有害物質の漏えい等の防止体制の構築
 - ① 有害物質の流出に迅速に対応するため、有害物質の流出情報を関係者で共有し、町民に対して適切に周知できる体制を構築する。
- 3 ごみの減量化やリサイクルの向上
 - ① 災害廃棄物等を焼却できる残余能力を確保するため、平時からごみ減量化やリサイクルの向上を図る。

《指標》

指標	現況	目標
家庭ごみのリサイクル率	12.9% (R6)	20.0% (R12)
一人当たりごみ排出量（年）	352kg (R6)	352kg (R12)

《関連する計画等》

- 1 入善町災害廃棄物処理計画
- 2 入善町一般廃棄物処理計画

6-3

災害対応・復旧復興を支える人材等の不足

《脆弱性の評価》

- 1 町民一人ひとりの災害対応力と自助及び共助力の向上が必要
- 2 防災士の育成と自主防災組織の強化が必要
- 3 災害ボランティアの活動環境を整備することが必要
- 4 建設事業者の担い手確保や育成に取り組むことが必要

《推進方針》

- 1 災害対応力等の向上
 - ① 行政による「公助」には限界があるため、自分の身は自分で守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組みを推進する。
 - ② 地域の災害対応力の向上を図るために、防災士の育成を図るとともに、自主防災組織数の拡大を図る。(1-1再掲)
- 2 災害ボランティアの活動環境の整備
 - ① 被災時のボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう、社会福祉協議会等と連携して災害ボランティアセンターの設置やボランティアの募集・受入れ、活動支援等の実施体制を整備する。
- 3 建設事業者の担い手確保や育成
 - ① 復旧・復興において重要な役割を持つ建設事業者の担い手の確保・育成を図るため、業界団体と連携して取り組む。

《指標》

指標	現況	目標
自主防災組織数 (1-1 再掲)	55 組織 (R6)	80 組織 (R12)
防災士養成数 (1-1 再掲)	47 人 (R6)	59 人 (R12)

V 計画の推進

計画の推進にあたっては、起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針で設定した指標等により進捗状況を把握しながら、全庁連携により本計画を着実に推進する。

また、今後の社会情勢の変化や国及び富山県の国土強靱化に係る取組みの進捗状況等を考慮しながら、必要な見直しを行うことを基本とする。

入善町国土強靱化地域計画推進事業一覧

所管課	事業名
総務課	旧庁舎跡地利用推進事業
総務課	防災情報伝達手段確保事業
総務課	防災備蓄品整備事業
総務課	防災資機材整備事業
総務課	自主防災組織活性化事業
総務課	防災士養成事業
総務課	総合防災訓練実施事業
総務課	消防団活性化事業
総務課	消防団装備品整備事業
総務課	消防団応援事業
総務課	消防水利整備事業
総務課	広域消防運営事業
総務課	消防・救急車両等整備事業
総務課	地域のささえあい推進事業
総務課	地区振興補助金交付事業
総務課	元気な地区づくり応援事業
住民環境課	公共施設太陽光発電設備整備事業
保険福祉課	避難行動要支援者対策事業
保険福祉課	地域見守り体制整備事業
保険福祉課	ケアネット活動推進事業
保険福祉課	地域福祉計画策定事業
保険福祉課	障がい者地域生活支援事業
保険福祉課	障がい者支援施設支援事業
元気わくわく健康課	予防接種助成事業
元気わくわく健康課	地域医療体制整備事業
がんばる農政課	農地利用集積事業
がんばる農政課	鳥獣被害対策事業
キラキラ商工観光課	入善駅エレベーター整備事業
キラキラ商工観光課	町営バス運行事業
キラキラ商工観光課	デマンド交通運行事業
キラキラ商工観光課	入善漁港海岸 11 号離岸堤整備事業
キラキラ商工観光課	海業推進事業
キラキラ商工観光課	漁港機能増進事業
キラキラ商工観光課	海岸保全施設整備事業
キラキラ商工観光課	入善漁港改修事業
キラキラ商工観光課	海岸漂着物等地域対策推進事業
建設課	県営土地改良整備事業

所管課	事業名
建設課	農業用水路安全対策事業
建設課	多面的機能支払交付金事業
建設課	「山のみち」整備事業
建設課	幹線道路整備事業
建設課	町単独道路整備事業
建設課	幹線道路網計画策定事業
建設課	道路橋梁長寿命化事業
建設課	県単独農業農村整備事業
建設課	雪に強いまちづくり事業（除雪車両整備）
建設課	消雪施設更新事業
建設課	地域ぐるみ除排雪推進事業
建設課	海岸グリーンベルト造成事業
建設課	里山再生整備事業
建設課	林道整備事業
建設課	舟見山関連道整備事業
建設課	海岸林保全整備事業
住まい・まちづくり課	安心定住促進事業（同居・近居推進）
住まい・まちづくり課	空き家バンク活用促進事業（老朽危険家屋解体含む）
住まい・まちづくり課	都市計画道路整備事業
住まい・まちづくり課	木造住宅耐震改修支援事業
住まい・まちづくり課	都市公園整備事業
水道課	公共下水道整備事業
水道課	簡易水道施設整備事業
水道課	下水道長寿命化事業
水道課	簡易水道補助事業
教育委員会事務局	学校施設大規模改造事業（バリアフリー化等施設整備事業） 【箇所：入善小学校】
教育委員会事務局	学校施設大規模改造事業（空調設置事業） 【箇所：入善中学校 外7校】
教育委員会事務局	学校施設長寿命化事業
教育委員会事務局	屋内運動場の空調設備整備事業

入善町国土強靱化地域計画

策定日 令和3年3月

改訂日 令和8年3月

発行 入善町

〒939-0693

富山県下新川郡入善町入膳 423 番地

編集 入善町総務課